韓国における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・【○】 腕時計の関税は、完成品6.4%、ムーブメント4%と高い。RCEPが施行されたが、譲許率は即時撤廃もあるものの10年～15年かけての段階的撤廃が多い。 (変更)	・関税の低減及び撤廃。	・関税法
		日鉄連	(2)	長期に渡るアンチダンピング課税	・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始(インド、スペインも対象)。 2004年7月30日、最終決定でクロ、AD課税決定。 2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー開始。 2010年2月24日、AD措置継続（3年間） 2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してAD調査（予備調査）を開始。 対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3～5ヵ月に亘る本調査を開始。 2011年2月23日、最終決定でクロ、AD課税決定。 2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。 2013年7月25日、AD措置継続（3年間）。 2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。 2016年12月6日、ステンレス厚板AD措置継続（3年間） 2017年6月2日、ステンレス棒鋼AD措置継続（3年間） 2018年6月21日、日本政府がステンレス棒鋼ADのサンセットレビュー調査の認定内容についてWTO紛争解決機関に提訴。 2019年7月15日、日本製ステンレス厚板に対する2度目のサンセットレビュー開始。 2020年6月15日、企画財務部が日本製ステンレス厚板に対するAD措置の3年間延長を決定。 2020年7月14日、日本製ステンレス厚板に対するADサンセットレビューでクロの最終決定。3年間の措置延長決定。 2020年11月30日、WTO紛争解決機関が、ステンレス棒鋼ADのサンセットレビュー調査の認定内容について日本側主張を認め、韓国の措置はAD協定違反と判断され、韓国に対してAD協定を順守する措置をとるよう	・措置撤廃。 ・調査中止。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9					に勧告する、パネル最終報告書を公表。 2021年1月22日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する4度目のADサンセットレビューで措置継続決定（3年間）。 （継続）		
12	為替管理	日機輸	(1)	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。 （継続）	・外国為替取引の自由化をして頂きたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。	・外国為替管理法
13	金融	日鉄連	(1)	クレジットカードの保証人要件、上限規制	・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。（200万W） （継続）	・基準緩和。	
14	税制	日鉄連	(1)	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	・法人税設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。 （継続）	・適正な外資企業への課税制度。	
		日機輸	(2)	移転価格事前確認申請の不合理	・事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。 （継続、要望変更）	・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重していただきたい。	
		日機輸	(3)	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10％の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	・親子間配当の源泉税を免税（0％）にしていただきたい。	・租税条約
16	雇用	日鉄連	(1)	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	・駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないと発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。 （継続）	・外国人就労法制度の整備。	
		日機輸	(2)	就業規則の不利益変更時の同意義務	・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず、賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。 （内容、要望ともに変更）	・企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、勤労基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定（雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断）をお願いしたい。	・勤労基準法第94条第1項、及び同2項
		日機輸	(3)	労働者に有利な雇用環境	・雇用環境について、以下の問題がある。 －残業に関する規制強化（週52時間制）：これに伴った管理監督者の範囲の厳格化と労働時間の取扱いの厳格化も含め、従業員確保やコストアップの懸念。 －雇用条件の下方硬直性が高く、労務面での経営側にとっての自由度が低い：配置転換も本人の同意が必要等。 －企業体力や生産性の状況に関わらず、常に大幅な福利処遇の要求等を行う労働組合。 （変更）	・企業側の意見を積極的に取り入れ、労使のバランスを取れた政策の実現。 ・持続的な成長を維持し、若年層の雇用を拡大していくことを前提とした、雇用条件の柔軟な変更等についての企業裁量の拡大。	・勤労基準法等

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(4)	解雇の困難	・勤労基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由」無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。	・社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。	・勤労基準法第23条第1項
		日機輸	(5)	「重大災害処罰法」の過度な罰則、運用の曖昧	・韓国国会は2021年1月、「重大災害処罰などに関する法律」を新規制定した(施行は2022年1月から)。 内容として、企業で死亡事故などの「重大災害」発生時、経営責任者(法人・事業主・元請者)に2-5年以上の懲役または最大10億ウォン(法人には最大50億ウォンまで)の罰金を賦課すると定めている。 人命被害を予防する趣旨は尊重すべきであるが、以下の諸観点で批判を浴びているところ。 ①懲役と罰金水準があまりにも過度で、中小企業には当法律違反が破産まで繋がりかねない。 ②経営責任者が「支配・統制」できる範囲の外にある産業災害に対しても責任を取ることになり、連座の恐れがある。 ③災害が下請事業場で発生しても、自動で元請企業も責任を取らざるを得なくなっている。	・法律違反に該当する条件をより明確にするとともに、災害発生と処罰間の因果関係で不当な被害が出ないよう、補完立法が必要である。	・重大災害処罰などに関する法律　第5-11条
		日機輸			・代表者等に対して懲役を含む刑事罰が科される重大災害処罰法について、法の主旨は理解できるが、業種に関わらず、一律の対応を求められていること、また、規定自体が抽象的で曖昧な部分が多く、企業の義務事項も明確でないことから、工場等がなく、トレード中心の事業を行っている会社としては、対応が難しく、負担感/不安感が大きい。	・業種に見合った義務事項の設定と明確化。	・重大災害処罰法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。 (変更)	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・韓国特許法第118条1項
		日機輸	(2)	訂正審判等請求時の通常実施権者の承諾義務	・特許権について通常実施権の許諾をしている場合は、訂正審判請求等を行う時、通常実施権者の承諾を得る必要がある。しかし、ライセンス態様の複雑化により、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難なことが多い。そうなると、無効審判請求に対する訂正審判等ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われる。 (継続)	・訂正審判を請求するとき又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて訂正の請求をするときは、通常実施権者の承諾を不要としていただきたい。 ・本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にしていただきたい(日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項)。	・韓国特許法136条第8項並びに同条を準用する附則(2001.2.3) 132条の3第3項及び133条の2第4項

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(3)	間接侵害規定の解釈の曖昧	・現行特許法第127条では、いわゆる間接侵害を規定しているが、対象を専用部品（その生産にのみ使用する物、その方法の実施にのみ使用する物）に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなる。 近年、ソフトウェア関連発明の保護が拡充されている（2020年3月11日施行法）。ソフトウェア関連発明では、ソフトウェアの部品にあたる各モジュールが一般的に他のソフトウェアの開発にも使えるよう汎用性を持たせて作られているケースも多く、「のみ」という要件を厳格に解釈すると、間接侵害規定の適用による救済がほとんど受けられないとも懸念される。 なお、日本においても、2002年の特許法改正前は、「専用品」にしか間接侵害を認めていなかったが、当時間接侵害の成否を争った50件の裁判において、半数を超える29件で「専用品」ではないとの理由で間接侵害の成立が否定されている。	・権利保護強化の観点から、「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」（特許法第94条第2項の「特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら」のような内容）で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大していただきたい。 ※海外での事例 1. 日本・海外での法令・実施状況 日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条	・特許法第127条
		日機輸	(4)	故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切	・2019年改正特許法において、故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。しかしながら、他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い特許権については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な特許権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、特許権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。 （継続）	・懲罰賠償を定めた条文を削除していただきたい。	・特許法第128条
		製薬協	(5)	不合理な医薬品特許権の延長期間	・新薬の許可手続等に必要な期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられている。 韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要な期間としている。 韓国食品医薬品安全処（MFDS）は、新薬の許可等手続において申請者が提出した外国での臨床試験結果を参酌して新薬許可する場合がある。そのような場合、当該外国での臨床試験期間は、MSDSの承認を得て実施した臨床試験期間として認められていない。その結果、過去に韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。 2020年10月29日の韓国特許法院判決において、国内臨床試験期間のみを考慮する現在の審査基準に法的根拠がないことが示唆され、初めて海外での臨床試験期間を延長期間の算定に含めることが認められた（Ⅱ型糖尿病治療薬Galvus事件）。事件は大法院に上告されたが、原審で勝訴した特許権者に上告の利益なしとの理由で上告は却下された（大法院2021年10月28日宣告2020HU11752）。 （継続、要望変更）	・MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。 ・新薬の品目許可のために必要な原料医薬品登録審査、安全性・有効性評価審査、基準及び試験方法審査、並びに医薬品の製造及び品質管理基準評価の手続きにおいて資料の補完要請を受けた場合の当該資料の補完期間については、特許権者が、補完が帰責事由によるものではないことを立証するか、帰責事由であったとしてもそれにより許可が遅れたことについての相当の因果関係がないことを立証することができる限りにおいて、延長期間に含める運用とするよう要望する。 ・特許権者側が審査で認定された延長期間に不服がある場合、日本と同様に、延長登録出願が係属している限り、拒絶査	・韓国特許法92条 ・特許庁告示第2012-17号

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17						定不服審判の請求後であっても、随時、延長を求める期間を補正できるよう法改正を要望する。 ・特許延長制度改正に関する一案として、欧州の方式に倣った延長期間の算定方法に変更することを提案する。	
		製薬協	(6)	医薬品分野の知財制度整備の遅れ	・韓米FTAに基づく義務である、医薬品のデータ保護制度は、日本と同じく再審査期間が担ってきたが、食品医薬品安全処（食薬処）は、医薬品市販後の安全性確保のための再審査制度とリスク管理計画(RMP)を統合、一元化する案を発表し、別途、データ保護制度を導入する必要が生じている。 現在実質的にデータ保護期間として機能している再審査期間は下記のように設定されている（医薬品の安全性に関する規定22条）： －a)新規有効成分、b)新規配合剤、またはc)既存の有効成分を含むが投与経路が異なる医療用医薬品は6年、 －a)既存の有効成分と投与経路であるが明らかに異なる適応症である医療用医薬品，b)その他KFDA長官が必要とみとめた医薬品は4年、 －希少疾患医薬品については、代替療法がない場合は10年、その他の場合は4－6年、など。	・データ保護制度の制度設計においては、国内外の先発医薬品企業から広く意見を聴取し、十分に考慮されることを要望する。 ・データ保護制度が、低分子製剤および生物製剤を問わず、また、データが韓国国内で得られたものか海外で得られたものかにかかわらず、等しく十分な保護が与えられる制度となり、データ保護期間が現在の再審査期間よりも短くならないよう要望する。	・医薬品の安全性に関する規定22条
		日機輸	(7)	コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の不明確	・2020年3月11日の特許法改正により、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。この改正については歓迎すべきものである一方、以下に示すように、改正の内容や改正によって拡張された実施行為について一部不明確な部分がある。そのため、改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂くことを希望する。 ①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義が不明確であることによる問題： 「方法の使用を申し出る行為」として「情報通信網を通じてソフトウェアやデータを使用者に転送する行為」が含まれることは明確だが、そのほかの行為が明確化されていない。たとえばソフトウェアやデータの提供に供する「情報通信網」がプライベートに作成されたクラウドやプラットフォームだった場合、その「情報通信網」を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為は「方法の使用を申し出る行為」に該当するか否か明確に示されていない状況である。 また、ソフトウェアやデータの配信以外の行為については、具体的にどのような行為が「方法の使用を申し出る行為」に含まれるのか不明確であると思われる。 ②第94条第2項における「知りながら」という文言の定義が不明確であることによる問題： 「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定	・改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にしていただきたい。今後、判例を待って定義を明確化させていく場合、判例が出るまでの期間は定義が不明確なことにより発明の保護が不十分となるおそれがある。このため、特に解釈の機会が多いと思われる第2条第3項の「方法の使用を申し出る行為」と「情報通信網」、および第94条第2項における「知りながら」の定義を明確にしていただくことを希望する。 詳細につきましては以下に説明する。 ①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義の明確化 （ⅰ）「方法の使用を申し出る行為」には具体的にどのような行為が含まれるかを、ガイドライン等でより明確にしていただきたい。 （ⅱ）それに加え「情報通信網」がどのような態様が想定されるか明確に示していただくことを希望する。具体	・特許法第2条第3項ナ目、第94条第2項

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					義であるのかが明確化されていない。 なお、上記について明確化されたとしても、その内容次第では、侵害行為の立証が非常に難しくなる。このため、当初意図していたソフトウェア関連発明に関する特許権の保護強化が実質的に実現できない可能性があると思われる。	的には専用のクラウドやプラットフォームが情報通信網として含まれるか明確にしていただきたくことを希望する。 （ⅲ）どのような行為が含まれるのか明確化された結果、上述したケースにおける「情報通信網（専用のクラウドやプラットフォーム）を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」が「方法の使用を申し出る行為」に含まれないとされる場合は、「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」に対しても権利侵害を主張できるようにしていただけるよう、さらに希望する。 具体的には例えば「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」も特許法により定義される方法の行為に含まれるよう、特許法において「方法の行為」を再定義したり、ソフトウェアを物の発明とすることでソフトウェア自体を保護対象としたりして頂くことを希望する。 ②第94条第2項における「知りながら」の定義の明確化 （ⅰ）「知りながら」の定義を明確にして頂くことを希望する。具体的には例えば、「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのかを明確にして頂くことを希望する。 （ⅱ）また、「知りながら」を立証するための具体的な方法や、被告側への立証責任の転換をするケースがありうるのかについても、明確にして頂くことを希望する。 【日本の事例】 日本においては、コンピュータプログラム自体が特許を受けることができる旨、	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17						特許法に規定されている。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりコンピュータプログラム自体を特許の対象とし、英国においても2008年2月よりコンピュータプログラム自体を特許の対象としている。また、欧州においては、EPC52条(2)で保護対象から除外はされているが、審査便覧G部第Ⅱ章 3.6、F部第Ⅳ章 3.9で「プログラムクレーム」が認められている。 2014年4月30日付でJIPAより大韓民国産業通商資源部宛で意見提出 http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf どのような行為が「知りながら」に該当するのか明確化された結果、実質的に保護が十分行われないと思われる場合は、「知りながら」の定義を再定義したり、「知りながら」という要件をなくしたり、「知りながら」の立証が容易となるように立証要件を検討して頂くことをさらに希望する。	
19	工業規格、基準安全認証	JEITA	(1)	医療機器登録5年後の再申請義務	・韓国食品医薬品安全処(MFDS:Ministry of Food & Drug Safety)において、2025年10月より一度登録した医療機器でも5年を経過したものは再申請しなければならない。 また、現行では登録した製品のソフトウェア変更(バージョンアップ)の際にも都度申請が必要であり時間と費用のコストがかかる。	・医療機器登録制度の簡素化。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	不合理な環境規制	・包装上への表示が要求されているSDMラベルについて、材質名の記載を韓国語にするとの改定が提案されている。韓国語表記を義務付けることでリサイクル率の向上を図るためとされているが、その目的を達成させるには、材料表記の変更によるものではなく、消費者への排出物分別に関する教育、啓発がまず行われるべきことであり、かつ効果的である。 (継続)	・現在の、英語による材質表記が国際的標準であり、韓国語表記の強制はやめて頂きたい。	・資源の節約とリサイクル促進に関する法律
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	包装材規制の過度な要求	・包装材の空間比率と包装回数の規制について、改定が提案されている。製品発売前に専門機関による検査を受けて、検査結果を包装に表示しなければならない、というもの。これは世界でも前例のない規制であり、検査費用の増加、事前検査による新製品の発売遅れが懸念される。また、第三者検査機関による新製品発売前の検査により、製品情報の機密漏洩の可能性も懸念される。 (内容、要望ともに変更)	・製品情報の機密漏洩防止を徹底して頂きたい。 ・韓国外の検査機関を認定し、検査キャパシティーを増やし、検査遅れがないようにして頂きたい。 ・WEBサイトへの表示や適合マーク等、表示の選択肢を増やして頂きたい。	・資源の節約とリサイクル促進に関する法律施行令 ・製品の包装材料及び包装方法に関する基準等に関する規則

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸	(1)	港湾インフラの未整備	・日本/アジア/中国から輸出の多くは釜山港や上海港でトランジットまたは寄港しているが、港の混雑や10+2審査の遅れにより予定している輸送リードタイムが維持できず、生産や販売に影響が出る。 12月影響：5日（トラックドライバーストライキ時：10日）	・港混雑解消に向けたターミナルオペレーションの改善。	

注：【〇】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。